

【公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会】

第10回福島県きのこ料理コンクール開催要領

1 目 的

食用きのこについての正しい知識とその利活用の普及啓発により、きのこ産業の振興を図ることを目的とし、福島県きのこ料理コンクールを開催する。

2 主 催

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会
福島県きのこ振興協議会

3 後 援

福島県、福島県森林組合連合会、全国農業協同組合連合会福島県本部

4 開催期日

- (1) 募集期間 : 募集開始～令和7年9月16日(火)(必着)
- (2) 書類審査 : 令和7年10月17日(金)までに1次審査結果を発表
- (3) 本審査及び表彰式 : 令和7年11月15日(土)

5 開催場所

本審査及び表彰式
郡山市安積総合学習センター(安積公民館)
〒963-0111 郡山市安積町荒井字南赤坂265番地

6 募集方法

(1) 応募方法

応募用紙(所定)に必要事項を記載するとともに作品の写真(カラー)を添付し、応募先に郵送又はメールで送付する。メールで応募用紙(PDF)を送付する場合、作品の写真データを必ず添付する。

(2) 応募先(事務局)

〒963-0112 郡山市安積町成田字西島坂7-2
公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会 きのこ振興センター
TEL 024-947-2188
E-mail fukukinoko@iaa.itkeeper.ne.jp

7 応募資格及び条件

(1) 応募資格

①16歳以上または高校生以上で、福島県内在住の方（県内の大学等へ通学されている方も対象）とする。

②応募は、個人(グループの場合は代表者)とする。

(2) 応募条件

①きのこを用いた未発表の料理であること

②福島県内で生産されたきのこを主として使用した作品であること

③材料費は、4人分で2,000円以内であること

④調理時間は、1時間以内であること(乾燥きのこ等をもどす時間を除く。)

⑤本審査に参加できること

8 審 査

(1) 事務局審査

全ての応募作品について事務局が書類審査を行い、1次審査対象作品(100点)を選定する。ただし、応募総数が100点を下回った場合は、行わないものとする。

(2) 1次審査

事務局審査で選定した応募作品について審査員による書類審査を行い、本審査出場者7名以内を決定する。

(3) 本審査

1次審査を通過した者において、実際の調理を行う本審査を行い、入賞者を決定する。

(注) 本審査への出場者の旅費及び材料費(2,000円)は、助成いたします。

(4) 審査の方法

審査員及び審査基準等審査の方法は、別に定める。

9 表 彰

(1) 本審査の順位により、次のとおり表彰者を決定する。

最優秀賞（県知事賞）	1名
優 秀 賞（公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会会長賞）	2名以内
特 別 賞（福島県きのこ振興協議会会長賞）	1名
奨 励 賞	若干名

ただし、応募総数が200点以上の場合は、最優秀賞（県知事賞）を2名とする。

(2) 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

10 その他

(1) 最優秀賞（県知事賞）については、福島県代表として、日本特用林産振興会主催のきのこ料理コンクール全国大会へ推薦する。

（注）参加に必要な経費(2名以内の旅費を含む)は、助成する。

(2) 募集に当たっては、チラシの作成・配布、ホームページへの掲載、きのこ取扱店への据え置きなど、広く周知を図る。

(3) 入賞者の作品は、ホームページ等で広く公開する。

(4) 応募作品については、主催者が一切の権利を有する。